

令和8年度 農薬安全使用講習会

日時：令和8年8月21日（金）
14:00 ～ 16:30

開会挨拶 14:00 ～ 14:05

- 1 「農薬の安全使用について」 14:05 ～ 15:25
講師：公益社団法人緑の安全推進協会 田嶋 崇吉 氏

（休 憩） 15:25 ～ 15:35

- 2 「毒物劇物取扱上の留意点について」 15:35 ～ 16:05
講師：大阪府健康医療部生活衛生室薬務課 重松 春花 氏

- 3 「農薬をめぐる最近の情勢について」 16:05 ～ 16:30
講師：大阪府環境農林水産部農政室推進課 植田 正浩 氏

【参考】

農薬に関する諸情報および飛散防止に関する情報が入手できるホームページ
「農薬コーナー（農林水産省）」 <https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>



農薬の適用内容の確認ができるホームページ
「農薬登録情報提供システム」 <https://pesticide.maff.go.jp/>



環境における農薬リスク評価・管理に関する情報が入手できるホームページ
<https://www.env.go.jp/water/noyaku.html>



住宅地等における農薬使用に関する情報が入手できるホームページ
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/jutakuti/index.html



大阪府作成農薬リーフレット「こんな農薬の使い方はレッドカード」
https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/92455/red_card.pdf



令和 8 年度農薬安全使用講習会

令和8年8月21日（金）

本日の次第

- 1 「農薬の安全使用について」 14:05 ～ 15:25
講師:公益社団法人緑の安全推進協会 田嶋 崇吉 氏

(休 憩) 15:25 ～ 15:35

- 2 「毒物劇物取扱上の留意点について」 15:35 ～ 16:05
講師:大阪府健康医療部生活衛生室薬務課 重松 春花 氏

- 3 「農薬を正しく使うために」 16:05 ～ 16:30
講師:大阪府環境農林水産部農政室推進課 植田 正浩 氏

1 「農薬の安全使用について」 14:05 ～ 15:25
講師:公益社団法人緑の安全推進協会 田嶋 崇吉 氏

「農薬の安全使用について」の資料については、
配布ができませんので、ご了承ください。

休憩

次の講義は**15時35分**からです

POISONOUS &
DELETERIOUS SUBSTANCES

農薬安全使用 講習会

DATE

令和8年8月21日

ORGANIZER

大阪府健康医療部 生活衛生室 薬務課

毒物・劇物の 取扱い上の留意点について



AGENDA

本日の次第

0 はじめに

農薬と毒劇物の関係 / 毒物及び劇物取締法の目的 / 規制対象業者・物質

1 毒物・劇物の販売購入について

販売・授与の禁止 / 譲渡手続 / 情報提供(SDS) / 交付の制限

2 毒物・劇物の保管と取扱いについて

構造基準 / 表示 / 安全な保管条件 / 盗難防止 / 容器の制限

3 廃棄、事故・盗難時の措置

廃棄の技術基準 / 事故・盗難時の連絡 / 応急措置

GOAL OF THIS SESSION

本研修のゴール

毒物及び劇物取締法の基本ルールを理解し、
日常業務で必ず守るべき手順を判断できる。

- ① 守るべき法令を知る
毒劇法・施行令・施行規則の全体像
- ② 日常の手順を身につける
販売・保管・廃棄の具体的な作業基準
- ③ 非常時の動きを決めておく
事故・盗難の通報先と応急措置

LEGAL ABBREVIATIONS

本資料で使う法令の略称

本資料では条文を引用しやすくするため、以下の略称を用います。すべて毒劇物の取扱いを定めた基本法令です。

略称 / ABBREVIATION

法

正式名称

毒物及び劇物取締法

略称 / ABBREVIATION

施行令

正式名称

毒物及び劇物取締法施行令

略称 / ABBREVIATION

施行規則

正式名称

毒物及び劇物取締法施行規則

▶ 3つの法令の関係

法(国会で制定/大枠) → 施行令(政令/具体的な指定や手続) → 施行規則(省令/様式・運用の細目)
本資料では「法第○条」「施行令第○条」「施行規則第○条」の形式で引用します。

CHAPTER 0 — INTRODUCTION

はじめに

なぜ農薬の取扱いに法律が関わるのか。
まずは「毒物・劇物」と「農薬」の関係、そして毒物及び劇物
取締法の目的・規制の全体像を整理します。

KEY POINTS

- ✓ 農薬の一部は**毒物・劇物**に該当する
- ✓ 取扱いは**毒劇法**の規制を受ける
- ✓ **業務上取扱者**には法令遵守義務がある

0-1 PESTICIDE & LAW

農薬が受ける法規制

農薬の中には、**毒物・劇物に該当するもの**があります。
該当する農薬は**農薬取締法**に加え、**毒物及び劇物取締法**の規制を受けます。

毒物劇物たる農薬(例)

CASE 1

イミダクロプリド



商品名
アドマイヤー® 水和剤

区分

劇物

用途
殺虫剤

CASE 2

パラコート



商品名
プリグロックス® L

区分

毒物

用途
除草剤

CASE 3

リン化アルミニウム



商品名
フミトキシン®

区分

特定毒物

用途
燻蒸剤

※ 同一成分であっても濃度により毒物・劇物に該当しない農薬もあります。容器表示で必ず確認してください。

毒物劇物を規制する法律

毒物及び劇物取締法は、人体に有害な化学物質による**危害の防止**を目的とした法律です。
法令を遵守することが、危害防止に直結します。

§ 法 第1条 一 目的

この法律は毒物及び劇物について、**保健衛生上の見地から必要な取締を行う**ことを目的とする。

THE LOGIC

法令遵守 = 危害防止

手続・表示・保管・廃棄の各ルールは、すべて事故と被害を未然に防ぐために設計されています。

毒物及び劇物取締法の規制(概要)

① 営業・使用に伴う手続き

- ✓ 業の申請・届出
- ✓ 譲渡手続き
- ✓ 交付の制限

② 保管・取扱い

- ✓ 保管・運搬時等の取扱い
- ✓ 容器・保管場所への表示
- ✓ 運搬等についての技術上の基準

③ 廃棄、事故・盗難時の措置

- ✓ 廃棄時の技術上の基準
- ✓ 事故時の措置(応急・通報)

0-3 REGULATED BUSINESSES

毒物及び劇物取締法における規制対象業者

毒劇法は、毒物・劇物を扱う事業者を **3つのカテゴリ** に分けて規制しています。

① 毒物劇物営業者 国内流通に関与する事業者

① 毒物劇物製造業

② 毒物劇物輸入業

③ 毒物劇物販売業

② 業務上取扱者 業務上、毒劇物を取扱う者

届出を要する者

電気めっき業者
金属熱処理業者
運送業者
しろあり防除業者

届出を要しない者

上記4業種以外で業務上、毒物劇物を取扱う者(例:農家・農業生産者など)

③ その他 特定毒物を使用する者

特定毒物研究者

学術研究のため特定毒物を所持・使用する者

特定毒物使用者

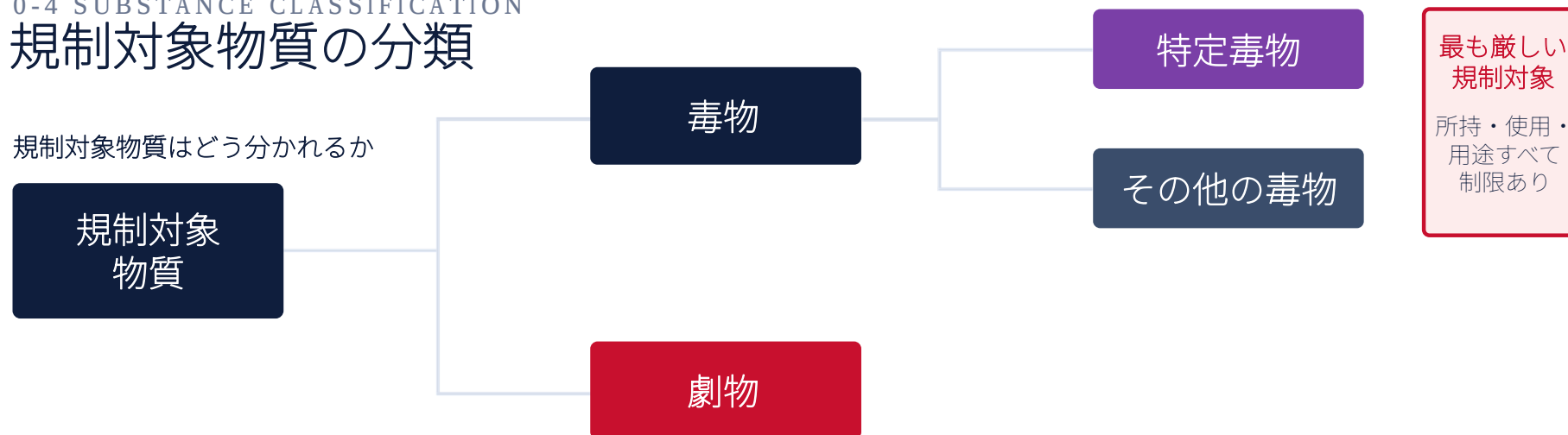
政令で指定された者(燻蒸業者等)

特定毒物は最も厳しい規制対象

0-4 SUBSTANCE CLASSIFICATION

規制対象物質の分類

規制対象物質はどう分かれるか



特定毒物は、その他の毒物・劇物よりも厳しい制限が設けられています。

区分	特定毒物	その他の毒物・劇物
所持できる者	毒物劇物営業者、特定毒物研究者、又は特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者(以下「特定毒物使用者」) のみ	法律上規定なし
使用できる者	特定毒物研究者、特定毒物使用者のみ	法律上規定なし
使用目的	品目ごとに政令で定める用途以外での使用は禁止	法律上規定なし

※ 「法律上規定なし」とは、毒劇法上は特に規定がないという意味で、他の法令や容器表示上の規制は受けます。

0-5 COMPLIANCE FOR HANDLERS

業務上取扱者の法令遵守事項

業務上取扱者は、毒物劇物の 保管管理・取扱い・廃棄・運搬 / 貯蔵・事故 / 盗難時の措置 について、法令を遵守する必要があります。

毒物劇物の取扱い	法 第11条	盗難・紛失、外部への流出、誤飲を防ぐ 必要な保管管理と取扱い方法を講じる
毒物劇物の表示	法 第12条 第1項及び第3項	毒物劇物であることを判別できるよう表示する 容器・被包/保管陳列場所の表示義務
毒物劇物の廃棄	法 第15条の2	技術上の基準を満たして廃棄する 中和・加水分解・酸化・還元・希釈などにより無害化
毒劇物の運搬、貯蔵	法 第16条第1項	技術上の基準を満たして運搬・貯蔵する 容器の構造・固体液体の別等に応じた基準
事故・盗難時の措置	法 第17条	事故・盗難時に適切な公的機関に連絡する 保健所・警察署・消防機関への速やかな届出

毒物劇物容器の表示

使用する農薬が毒物劇物に該当するかは、**容器の表示**から判別できます。

§ 法 第12条第1項 ― 表示義務

毒物・劇物を業務上取り扱う者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、次の表示をしなければならない。

① 「**医薬用外**」の文字

② 毒物については **赤地に白色** をもって「**毒物**」の文字

③ 劇物については **白地に赤色** をもって「**劇物**」の文字

SAMPLE LABEL 表示サンプル



▲ 毒物:赤地に白色



▲ 劇物:白地に赤色

1
CHAPTER 1 — SALE & PURCHASE

毒物・劇物の 販売購入について

誰が販売・授与できるのか。譲渡時に何を記録するのか。
SDS による情報提供と交付できない相手 — 取引時の基本ルール
を整理します。

KEY POINTS

- ✓ 販売・授与できるのは登録営業者のみ
- ✓ 譲渡時は書面記録を5年保存
- ✓ **SDS** による情報提供と交付制限を確認

1-1 SALE PROHIBITION

毒劇物の販売・授与の禁止

毒物劇物営業者でなければ、毒物劇物を 販売・授与することはできません。

§ 法 第3条第3項 — 販売・授与の禁止

毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を **販売**し、**授与**し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

※ 製造業者、輸入業者は限定的に販売可。

DEFINITIONS

用語の確認

販売 — 対価をとって毒劇物を譲り渡すこと

授与 — 対価をとらずに毒劇物を譲り渡すこと(無償)

陳列 — 販売・授与の目的で店頭等に並べておくこと



購入した側にも制限があります

購入した毒物及び劇物は、毒物劇物営業者でない限り **他人に有償・無償問わず譲り渡してはならない。**

例:無登録の状態で、サンプル品の譲り渡しをしたり、余った毒物劇物たる農薬を他人に譲り渡したりすることはできません。

1-2 TRANSFER PROCEDURE

譲渡手続き

毒物劇物営業者は毒物劇物を譲渡した際、いつ・だれに・何を・どれだけ譲渡したのかを記録に残さなければなりません。

§ 法第14条 一 譲渡時の書面記載事項

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売又は授与したときは、以下の事項を **書面に記載**しておかなければならない。

- ① 毒物又は劇物の 名称及び数量
- ② 販売又は授与の 年月日
- ③ 譲受人の 氏名・職業・住所
(法人名称及び主たる事務所所在地)

⚠ 営業者以外への販売時

毒物劇物営業者以外の者に販売する際は、譲受人から、上記事項を記載し **押印又は署名した文書の提出**を受ける必要があります。

従来、押印のみとされていたところ、施行規則の改正（令和7年11月1日以降）により、「押印又は署名」と署名も可能と改められました。

RETENTION PERIOD

販売又は授与の日から

5年間保存

記録すべき情報の例: 譲渡日 / 商品名・成分 / 数量(本数・容量) / 譲受人の氏名・住所・職業 / 押印又は署名

※令和7年10月29日発出 医薬発1029第1号 「毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）」

1-3 INFORMATION PROVISION (SDS)

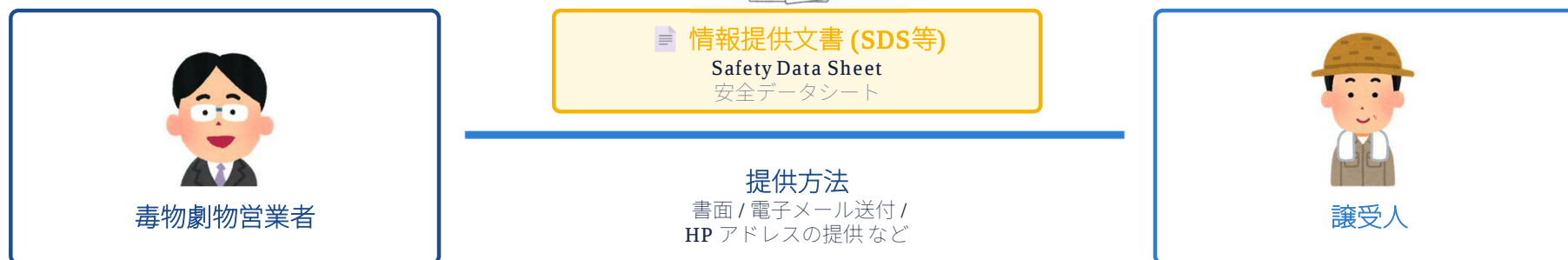
毒物劇物に関する情報提供(1/2)

毒物劇物を販売・授与する際は、毒物劇物についての情報を提供する必要があります。

§ 施行令 第40条の9 一 譲受人への情報提供義務

毒物劇物営業者は、毒物・劇物を販売・授与するときは、販売・授与する時までに譲受人に対し、当該毒物・劇物の **性状及び取扱いに関する情報を提供**しなければならない。

情報提供のフロー



※ 提供する情報の具体的な13項目は次スライドで解説します。

毒物劇物に関する情報提供 (2/2)

譲受人に対し情報提供しなければならない内容は **13項目** あります(施行規則 第13条の12)。

▶ 基本情報

- 1 氏名・住所 (法人名称・所在地)
- 2 毒物又は劇物の別
- 3 名称・成分・含量

▶ 毒物劇物の性質

- 9 物理的及び化学的性質
- 10 安定性及び反応性
- 11 毒性に関する情報

▶ 緊急時の対応

- 4 応急措置
- 5 火災時の措置
- 6 漏出時の措置

▶ 毒物劇物の取扱い

- 7 取扱い及び保管上の注意
- 8 暴露防止及び保護のための措置
- 12 廃棄上の注意
- 13 輸送上の注意

1-4 DELIVERY RESTRICTION

交付の制限

毒物劇物は **全ての者に交付できるわけではなく**、譲り渡してはならない相手があります。

§ 法第15条

毒物・劇物を次に掲げる者に **交付してはならない**。

⚠ 交付不可 ①



18歳未満の者

⚠ 交付不可 ②



心身の障害により毒物・劇物による
保健衛生上の危害の防止の措置を
適切に行うことができない者

⚠ 交付不可 ③



麻薬、大麻、あへん
又は覚せい剤の中毒者

OBLIGATION

購入者の身分証により 身分・使用目的を確認 すること

毒物劇物営業者は、身分の不確かな者、使用目的があいまいな者、不審な者には毒物劇物を販売しないこと。

毒物・劇物の 保管と取扱いについて

どんな建物に、どう表示して、どう守るのか。
保管設備の構造基準・盗難防止・容器の制限まで、日常の管理
ポイントを整理します。

KEY POINTS

- ✓ 保管は流出・飛散を防ぐ構造で
- ✓ 「医薬用外」+「毒物/劇物」表示は必須
- ✓ かざり・距離・専用区画で盗難を防ぐ

2-1 STORAGE STRUCTURE

毒物劇物保管設備の構造基準

保管設備は 流出・飛散等を防げる構造 でなければなりません。

§ 法 第11条第2項 一 構造の技術上の基準

毒物・劇物又はこれを含む物であって政令で定めるものが、製造所・営業所・店舗又は研究所の外に 飛散し、漏れ、流れ出し、若しくはしみ出し、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

▶ 防ぐべき4つの事態



飛散

粉塵・粒子の散逸



漏れ

容器・パッキンからの漏出



流れ出し

外部への流出



しみ出し・地下浸透

床面・地下へのしみ込み

EXAMPLES

構造の例



▶ コンクリート製の建物に保管する



▶ タンク周辺をコンクリートで覆う

2-2 STORAGE LABEL

毒物劇物保管設備の表示

毒物劇物が保管されていることが明確になるよう、保管場所にも表示する必要があります。

§ 法 第12条第3項一 保管場所の表示

毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字、及び
毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

▶ 保管場所に必要な表示

① 共通表示

医薬用外

② 毒物の場合

毒物

赤地に白色

③ 劇物の場合

劇物

白地に赤色

REAL EXAMPLE

保管庫の表示例



▲ 保管庫の扉に「医薬用外毒物」を表示

2-3 SAFE STORAGE

毒物劇物の保管方法について

毒物劇物の取扱いや保管上の注意に関する情報は、**SDS(安全データシート)** 等で確認しましょう。

SDS で確認できる主な情報

取扱い上の注意

接触回避、保護具、安全取扱い注意事項など

安全な保管条件

酸化剤との分離、適切な温度・湿度管理など

安全な容器・包装材料

推奨される容器材質、避けるべき材料

WHERE TO FIND SDS

SDS の入手・確認先

- ✓ 製造業者・販売業者から提供される SDS
- ✓ 厚生労働省「職場のあんぜんサイト」化学物質データベース
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_DET.aspx

SAMPLE SDS

SDS の見方(例:トリクロロ硝ロメタン)

化学物質等及び会社情報

取扱い及び保管上の注意

- ▶ 取扱い:接触回避、技術的対策、保護具
- ▶ 安全取扱注意事項
- ▶ 接触回避(酸化剤との分離)
- ▶ 衛生対策、容器の取扱注意

保管

- ▶ 安全な保管条件
酸化剤との分離。容器を密閉して換気の良い場所に貯蔵する。
- ▶ 隔離して保管(本品を漏洩等で汚染した場合は、火災を生ずる恐れがある物品と隔離する)

安全データシート		
トリクロロエチレン		
作成日 2008年10月06日		
1. 化学品等及び会社情報 化学品等の名称 製品コード 会社名 住所 電話番号 ファックス番号 電子メールアドレス 緊急連絡電話番号 推奨用途及び使用	7. 取扱い及び保管上の注意	
	取扱い 技術的対策 安全取扱い注意事項 接触回避 保管 安全な保管条件 安全な容器包装材料	
2. 危険有害性の要約 GHS分類 分類実施日 物理化学的危険性	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 取扱い後はよく手を洗うこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 『10. 安定性及び反応性』を参照。	
	酸化剤から離して保管する。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。 施錠して保管すること。 技術的対策：保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。 国連輸送法規で規定されている容器を使用する。	

引用元：
 職場のあんぜんサイト、「化学物質：クロロピクリン」。
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/76-06-2.html>

2-4 THEFT PREVENTION

盗難防止措置

毒物劇物を取り扱う業者は、**盗難・紛失防止措置**を取る必要があります。

§ 法 第11条第1項

毒物又は劇物が **盗難にあい、又は紛失すること**を防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

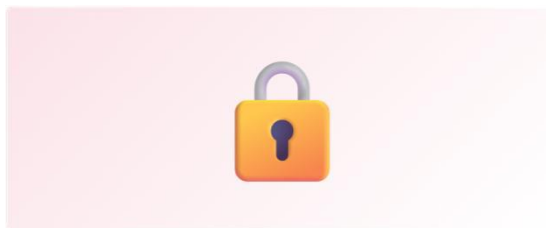
▶ 具体的な3つの措置

1 専用区画として 明確に区別



毒劇物を貯蔵・陳列する場所は、その他の物を貯蔵・陳列する場所と**明確に区別された毒劇物専用**とする。

2 かぎをかける 堅固な施設



かぎをかける設備等のある堅固な施設で貯蔵する。頑丈な保管庫と確実な施錠管理を行う。

3 敷地境界線から 十分離す



敷地境界線から**十分離す**か、又は柵の設置等、一般人が容易に近づけない措置を講じる。

出典:昭和52年3月26日付け薬発第313号「毒物及び劇物の保管管理について」

2-5 CONTAINER RESTRICTION

毒物劇物の容器

誤飲防止のため、**通常飲食物の容器**として使用されるものを毒物劇物の容器として使用してはなりません。

§ 法 第11条第4項 — 飲食物容器の使用禁止

毒物又は劇物は、その容器として、
飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

→ペットボトル、空き缶、ジュース容器等への詰め替えは **絶対NG**

▶ なぜダメなのか

⚠ 誤飲事故のリスク

家族や同僚が飲料と勘違いして摂取してしまう事故が実際に発生しています。

⚠ 表示も併せて欠ける

詰め替えて「医薬用外」「毒物・劇物」の表示も失われ、二重に危険。

— NG — 使ってはいけない容器



飲料用ペットボトル・空き缶など
飲食物容器への詰め替えは禁止

農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況 (1)

全国で発生する農薬使用に伴う事故・被害件数の推移(死亡/中毒の区分別)。数字は件数(中毒患者人数)

区分	原因区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
死亡	農薬の使用	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	誤用	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	その他・原因不明	1 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	2 (2)
	小計	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	2 (2)
中毒	農薬の使用	8 (10)	8 (16)	8 (23)	5 (12)	6 (6)
	誤用	8 (9)	6 (6)	3 (3)	10 (10)	7 (7)
	その他・原因不明	5 (5)	5 (5)	3 (3)	5 (31)	2 (3)
	小計	21 (24)	19 (27)	14 (29)	20 (53)	15 (16)
合計		22 (25)	19 (27)	18 (33)	20 (53)	17 (18)

引用元:農林水産省ホームページ「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について」
(https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/accident.html)

2-7 ACCIDENT STATISTICS — CAUSE

農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況 (2)

「装備不十分」「散布作業の不注意」「保管管理不十分」 — 防げる事故が、毎年同じパターンで繰り返されています。

原因(原因別)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
(1) マスク、メガネ、服装等の装備が不十分	2 (2)	2 (2)	4 (5)	1 (1)	3 (3)
(2) 強風中や風下での散布等、自らの不注意により本人が暴露	1 (1)	2 (2)	1 (1)	2 (2)	0 (0)
(3) 長時間や高温時の作業、不健康状態での散布	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(4) 防除器具の故障、操作ミス、整備不良等による農薬のドリフトや流出	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
(5) ドリフト防止対策の未実施等による農薬のドリフトや流出	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
(6) 装備が不十分であった等、農薬使用時の作業管理の不良	4 (6)	3 (11)	2 (16)	4 (11)	0 (0)
(7) 保管管理不良等による誤飲誤食	8 (8)	6 (6)	5 (5)	9 (9)	5 (5)
(8) 運搬中における容器の転落・転倒等の容器破損	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
(9) その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
(10) 原因不明	0 (0)	0 (0)	3 (3)	5 (31)	3 (3)
計	22 (25)	19 (27)	18 (33)	20 (53)	17 (18)

引用元:農林水産省ホームページ「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況について」
(https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/accident.html)

CHAPTER 3 — DISPOSAL, ACCIDENT & THEFT

毒物・劇物の廃棄、 事故・盗難時の措置について

余った毒劇物は誰が処理するのか。事故や盗難が起きたら、どこへ連絡するのか。

「もしも」の動きを、いま決めておきます。

KEY POINTS

- ✓ 原則使い切り
 - 余ったら産業廃棄物業者へ
- ✓ 事故時は保健所・警察・消防へ即連絡
- ✓ 盗難・紛失は警察署へ

3-1 DISPOSAL

毒物劇物の廃棄

毒物劇物は **そのまま廃棄することはできません**。廃棄する場合は、**専門の業者に処分を依頼**する必要があります。

§ 法 第15条の2 一 廃棄の技術上の基準

毒物若しくは劇物は、廃棄の方法について政令で定める
技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。



技術上の基準とは

中和・加水分解・酸化・還元・希釈その他の方法により、**非毒物・劇物とする**など

REALITY CHECK

工場処理は
農家には難しい

工場の処理施設で行われるような毒物劇物の**無毒化**
処理を自前で行うことは難しいのが現実です。

▶ 実務上の取り扱い — 2つの原則

1 — 使い切り

○ 農薬は基本的に**全て使い切る**

使用計画を立て、必要量を計算して購入する。残液・余剰を出さない運用が、廃棄の問題を根本から減らします。

2 — 産業廃棄物業者へ依頼

○ 余った場合は**産業廃棄物業者へ**

万が一余った場合は、**毒物劇物を処理できる産業廃棄物処理業者**に処理を依頼してください。

事故・盗難時の措置 — 連絡先

事故・盗難が発生した際は、**公的な機関への連絡**が法律で義務付けられています。

§ 法第17条 届出義務

[事故時] 取扱う毒物・劇物が **飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合**において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、**直ちに保健所、警察署又は消防機関**に届け出なければならない。

[盗難・紛失時] 取扱う毒物・劇物が **盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、警察署**に届け出なければならない。

▶ 状況別の連絡先



保健所

保健衛生上の危害が生ずるおそれ



警察署

事故 / 盗難・紛失



消防機関

飛散・漏出・火災のおそれ

BE PREPARED — 有事の際慌てないために
事前に決めておくべき2つのこと



ROLE 1

通報担当者を決めておく

通報担当者を決めておく



ROLE 2 — BACKUP

担当者が不在の場合の対応(副担当)を決めておく
不在時に判断が遅れることが、被害拡大の最大の要因です。

3-3 EMERGENCY ACTION

事故時の応急措置

事故が発生した際は、保健衛生上の危害を防止するために必要な **応急措置** を講じなければなりません。

§ 法 第17条 一 応急措置義務

取扱う毒物・劇物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、保健衛生上の危害を防止するために必要な **応急措置** を講じなければならない。

▶ 応急措置の例

1 一 立入禁止措置



周辺にロープを張るなどして人の立入りを禁止する。

周辺にロープを張るなどして人の立入りを禁止する

汚染区域への進入を物理的に防止。バリケード・コーン・テープで明確にゾーニング。

▶ 不特定多数の被害を防ぐ最初の一手

2 一 退避誘導



風下の人に知らせ退避させる。

風下の人に知らせ退避させる

気体・揮発成分は風下に拡散。周辺住民・通行人への速やかな注意喚起と避難誘導を行う。

▶ 二次被害を最小化

CONSULTATION DESKS (OSAKA PREF.)

毒物劇物業務上取扱者の相談窓口

管轄エリアの保健所(または市の担当課)が、毒物劇物の取扱いに関する **相談窓口** です。

対象エリア	担当窓口
保健所設置市 大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市	各市の毒物劇物担当課
茨木保健所管内 池田市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町	大阪府茨木保健所 生活衛生室薬事課 〒567-0813 茨木市大住町8-11 ☎ 072-620-6706 / FAX 072-620-6708
守口保健所管内 守口市、大東市、門真市、四條畷市、交野市	大阪府守口保健所 薬事課 〒570-0083 守口市京阪本通2-5-5 ☎ 06-6993-3135 / FAX 06-6993-3136
藤井寺保健所管内 富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	大阪府藤井寺保健所 生活衛生室薬事課 〒583-0024 藤井寺市藤井寺1-8-36 ☎ 072-952-6165 / FAX 072-952-6167
泉佐野保健所管内 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	大阪府泉佐野保健所 生活衛生室薬事課 〒598-0001 泉佐野市上瓦屋583-1 ☎ 072-464-9681 / FAX 072-464-9680

※ 保健所設置市の事業所は、所在地の各市の毒物劇物担当課へお問い合わせください。

CLOSING

ご清聴ありがとうございました

毒物・劇物の安全な取扱いは、日常の小さな手順の積み重ねです。
本資料を、現場での確認とご相談にお役立てください。

REMINDER 1

表示・施錠・記録

REMINDER 2

SDS は手の届く場所に

REMINDER 3

通報の動きを決めておく

令和8年6月1日～8月31日は農薬危害防止運動月間

農薬を正しく使うために

～農薬不適正使用事例から～

大阪府 環境農林水産部 農政室 推進課
病虫害防除グループ

令和8年8月21日

府内での農薬不適正使用事例

「しゅんぎく」から登録がない農薬成分が検出された

<経緯>

- ・出荷された「しゅんぎく」から登録がない農薬成分（2種類）が検出された。さらに、これらは食品衛生法に基づく残留基準値を超えていた。

食品衛生法における農薬不適正使用事案（残留農薬基準の超過等）

- ・本人への聞き取りおよび防除履歴を確認した結果、当該成分を含む農薬は使用していなかった。
- タンクおよびホース等の洗浄が不十分であったため、過去に散布で使用した薬液の残りが今回の散布に混入したため、「しゅんぎく」から当該農薬成分が検出された。

<違反項目> 食品衛生法（第13条第3項）

<指導内容>

- ・本人に対して、出荷の自粛および自主回収を指導
- ・厚生労働省の自主回収制度により、HPに公表
- ・関係者への周知と本人への農薬散布機洗浄不足対策を注意喚起

農薬不適正使用について

～散布機器の洗浄が不十分だった事例～

「しゅんぎく」から登録がない農薬成分が検出された

農薬の散布後は、必ず器具を洗浄！

前回農薬を散布した器具で、別の農薬を散布する場合は、タンクやホースに**残液が無いよう**にしたうえ、しっかりと**洗浄**してから使用しないと、前回使用した農薬により「食品衛生法違反」となるおそれがあります。



府内での農薬不適正使用事例

「かぶ」から登録がない農薬成分が検出された

<経緯>

- ・出荷された「かぶ」から登録がない農薬成分が検出された。さらに、当該成分は食品衛生法に基づく残留基準値を超えていた。

食品衛生法における農薬不適正使用事案（残留農薬基準の超過等）

- ・本人への聞き取りおよび防除履歴を確認した結果、当該成分を含む農薬は使用しておらず、また検出された農薬は所持していなかった。

→ 周辺ほ場や植栽等への薬剤散布から飛散した可能性が考えられた。

<違反項目> 食品衛生法（第13条第3項）

<指導内容>

- ・本人に対して、出荷の自粛および自主回収を指導
- ・厚生労働省の自主回収制度により、HPに公表
- ・関係者への周知、当該地域の生産者に向けた講習会等による注意喚起を要請

農薬不適正使用について

～農薬が周辺に飛散する事例～

「かぶ」から登録がない農薬成分が検出された

農薬を散布する時には、 周辺への飛散（ドリフト）に注意！

農薬を散布するときは、街路樹やほ場など、使用場所にかかわらず**周辺への飛散**を防止しなければなりません。もし飛散して他の作物にかかってしまった場合、「食品衛生法違反」となるおそれがあります。



府内での農薬不適正使用事例

「なす」に登録がある農薬成分の総使用回数が超過していた

<経緯>

- ・出荷時に提出された防除履歴の確認により、特定の農薬成分の総使用回数が適用内容の回数を超過していることが判明した。

当該農薬成分の「なす」での総使用回数は「1回」という適用であるが、今回提出された防除履歴では総使用回数が2回となり、適用の回数を超過していた。

- 購入した苗の生産時に使用された農薬Aと、栽培時に使用した農薬Bの成分が同じであった。
- 農薬Aと農薬Bの成分が同じという認識がなく、成分と総使用回数を確認しなかった。
- ・生産物の出荷前に、当該事案が判明したため、出荷はしていない。

<違反項目> 農薬取締法（第25条3項） 農薬使用基準遵守義務違反

<指導内容>

- ・本人への文書指導
- ・関係者、本人への農薬の適正使用を周知

農薬不適正使用について

～農薬の使用回数が超過してしまう事例～

同じ有効成分を含む農薬と知らず、併用した。

＜どのように気を付ければよいか＞

名称が異なる農薬でも、同一の成分が含まれている場合があるので、
使用に際しては**有効成分**と**使用回数**を確認する必要がある。

【例】「なす」で「アザミウマ類」防除に、これらの農薬を使用したい。

農薬名：アベイル粒剤（2成分混合剤）
使用時期：育苗期後半～定植当日
使用回数：アセタミプリド 4回以内
シアントラニルプロール 1回

農薬名：ベリマークSC
使用時期：育苗期後半～定植当日
使用回数：**シアントラニルプロール** 1回

→ 育苗期間中にアベイル粒剤を使用（1回）し、定植当日にベリマークSCを使用（1回）すると
シアントラニルプロールを含む農薬の総使用回数は1回だが、合計2回となり**違反**になる。

農薬の使用時期の表記について

使用時期	内容
収穫前日	散布してから収穫まで24時間空ける。よって使用当日は収穫できない。
収穫〇日前	散布してから収穫まで〇日間空ける（中日を数える）。 例）収穫3日前 ⇒ 1月22日に散布したら、1月25日から収穫できる。
収穫開始〇日前	栽培を開始してから最初の収穫日の〇日前まで、 <u>一度収穫を開始したら栽培期間中は使用できない。</u> 特に、いちごやトマトなど収穫期間が長く続く作物では注意する。
は種前（定植前）	は種・定植作業より前に使用する（使用日は、は種日・定植日より前の日付～同日までになる）。
は種直前(定植直前) は種時（定植時）	は種・定植作業中に使用する（使用日は、は種日・定植日と同日になる）。
出芽前・発芽前	出芽＝芽が地表に出たとき、発芽＝種子等から芽が出たとき（通常はまだ土中） は種後すぐに使用する場合が多い。このような薬剤は、①作物（芽や幼植物などの弱い部分）への薬害回避、②効果安定のため時期を定めており、地表に芽が出てからでは不適である。
育苗期後半	育苗期（は種～定植まで）の後半。作物によって生育が異なるので、明確に〇日間とは表せない。
生育期	は種（育苗）～収穫までの期間。収穫前日数が併せて記載されている場合は注意する。
（病害虫の）発生初期	対象病害虫の発生し始めで、ほ場で判断する。発生が多くなると効果が出ない、または落ちる。
－（なし）	使用時期に制限はない。ただし、収穫物に薬剤の汚れが付くことなどは別問題なので注意する。

府内での農薬不適正使用事例

「まくわうり」に登録がない農薬を使用した

<経緯>

- ・出荷時に提出された防除履歴の確認により、登録がない農薬を使用していたことが判明した。
- 農薬の購入時に適用の確認が不十分であった。

Q：「まくわうり」にA剤は使用できるか？

A剤の適用は、「**うり類（漬物用）**」である。

⇒ 「漬物用まくわうり」（未成熟な果実を収穫するもの）には使用できるが
「まくわうり」（成熟した果実を収穫するもの）には**使用できない。**

- ・生産物の出荷前に、当該事案が判明したため、出荷はしていない。

<違反項目> 農薬取締法（第25条3項） 農薬使用基準遵守義務違反

<指導内容>

- ・本人及び販売店への文書指導
- ・関係者に対して講習会等で農薬の適用について注意喚起を要請

農薬不適正使用について

～農薬の登録を間違えやすい作物の事例～

分類の変更（平成31年3月）により、なくなった作物群

「うり類（漬物用）」の登録がなくなり、含まれていた作物は
小作物群「うり類（**未成熟**）」と「うり類（**成熟**）」に振り分けられた。

旧分類表での「うり類（漬物用）」登録品目一覧

中グループ名	作物名	作物名に含まれる別名、 地方名、品種名等の例	備考
うり類 （漬物用）	赤毛ウリ	モーウィ	果実を収穫 するもの
	食用ひょうたん		
	食用へちま		
	しろうり	あおうり、カリモリ、 はぐらうり、青しまうり、 くろうり、桂うり	
	漬物用すいか	源吾兵衛西瓜	未成熟な果 実を収穫す るもの
	漬物用まくわうり	ぺっちゃんうり	
	漬物用メロン		
	とうがん	かもうり、冬瓜	果実を収穫 するもの
	はやとうり		
	ゆうがお	かんぴょう	

「うり類（漬物用）」で登録された農薬は、引き続き
「うり類（漬物用）」に分類されていた作物に使用できる。

現在の分類

中作物群「うり類」
小作物群「うり類（**未成熟**）」

中作物群「うり類」
小作物群「うり類（**成熟**）」

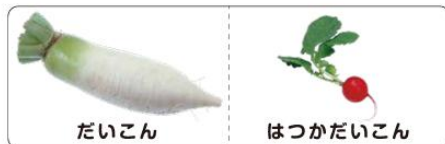
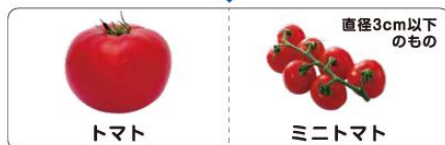
中作物群「うり類」
小作物群「うり類（**未成熟**）」

「すいか」「まくわうり」
「メロン」の登録は
「うり類（**成熟**）」であるが
「うり類（漬物用）」**ではない**

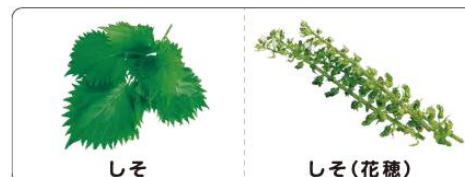
農薬不適正使用について

～農薬登録上は別の作物の事例～

大きさが違う

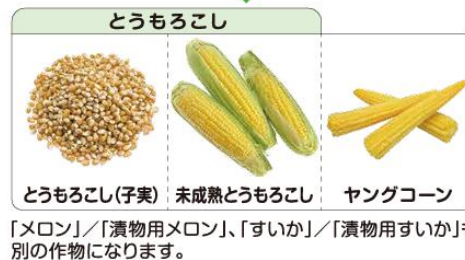


収穫部位が違う



「やまのいも」/「やまのいも(むかご)」/「さんしょう(葉)」/「さんしょう(果実)」も別の作物になります。

収穫時期が違う



収穫部位・時期が違う



「いんげんまめ」/「さやいんげん」/「しょうが」/「葉しょうが」/「にんにく」/「にんにく(花茎)」/「葉にんにく」も別の作物になります。

形が違う



用途が違う



「しょうが」/「うこん」/「さくら」/「食用さくら(葉)」/「てんさい」/「かえんさい」も別の作物になります。

(独)農林水産消費安全技術センターのホームページに詳しい情報が公開されていますので、参照してください。

▶各種通知
●農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について
<http://www.acis.famic.go.jp/shinsei/>



府内での農薬不適正使用事例

「まくわうり」（苗）に登録がない農薬を使用した（疑義）

<経緯>

- ・出荷時に提出された防除履歴の確認により、登録がない農薬を使用していることが判明した。

▶農薬の記載内容

- ① A剤：「土壌かん注」 → 「土壌かん注」による使用方法は「まくわうり」に登録がない
- ② B剤：「散布」 → 「まくわうり」に登録がない
- ③ C剤：「土壌混和」 → 「まくわうり」に登録がない

- ・「まくわうり」は出荷自粛。

- ・「まくわうり」は市販苗を購入したもので、防除履歴の内容は苗に添付されていたものであったため、種苗業者に確認したところ以下のとおり、正しく記載されていなかった。

- ① A剤：「土壌かん注」ではなく、「種子粉衣」（「野菜類」で登録あり）で使用了。
- ② B剤：「粒剤」と記載されていたが「顆粒水溶剤」（「まくわうり」で登録あり）の誤り
- ③ C剤：計画に記載したが、実際は使用しなかった。

→ 防除履歴に、使用していない農薬を記載していた。また、販売業者から種苗業者までに介した2者は事前に農薬使用計画を受け取り、承認していた（チェック機能の不備）。

⇒ 顛末判明後、出荷自粛解除

農薬不適正使用について ～農薬の使用回数が超過してしまう事例～

苗を購入する際、
育苗中の農薬の登録を確認していなかった。

<どのように気を付ければよいか>

育苗期間は、その作物の栽培期間に含まれるので、
購入時および出荷前に苗の防除履歴を必ず確認する。

使用していない農薬を表示していた。農薬が登録外であった。ラベルの記載が誤っていた。

原因・苗の生産及び販売にかかわるものが、農薬の登録内容を誤って認識していた。

- ・苗の生産段階において、防除履歴が作成されていなかった。
- ・販売用ラベル等に転記する際に、チェックが十分に行われなかった。

対策：農薬登録の有無の確認、防除履歴の作成、転記後のチェック

農薬を正しく使用するために

その農薬は正しいですか？

毒劇物の表示

毒物・劇物には、医薬用外毒物・医薬用外劇物の表示があります。保管するときには、他の農薬と分けて保管する必要があります。購入時には印鑑が必要となります。

商品名

農薬の商品名が書かれています。

種類名

農林水産大臣が、農薬の有効成分の一般的な名称を基にして決めたものです。種類名が同じであれば商品名が異なっても、同じ成分の農薬です。

有効成分と量

どのような物質が含まれているかわかるよう、化合物名が書かれています。また、その含有量が表示されています。

性状

製品の色や状態、大きさなどを表しています。

登録番号

農林水産大臣の登録を証明するもの。病虫害の防除などには必ずこの番号が記入されているものを使いましょう。

農薬の種類

殺菌剤・殺虫剤・殺ダニ剤等の区別

農薬の剤型

乳剤・水和剤等の区別

作物名・適用病害虫

使用可能な作物名・適用病害虫などが決められています。

希釈倍数・使用量

希釈倍数や、10 アール当たりの使用量等を記載しています。

使用時期・総使用回数

使用できる収穫前日数と、成分ごとの総使用回数が書かれています。(商品名が異なっても、成分が同じなら使用回数に数えます。)

使い方

全ての農薬に使用方法が定められています。

効果・薬害等の表示

使用上の注意事項です。使い方によっては、効果が低下したり薬害が出ることがあるのでよく読みましょう。

治療法

万一、中毒を起こした場合の治療法が書かれています。医師の適切な処置を受けてください。

魚毒性等の表示

魚介類への注意です。魚介類への毒性が強いものには魚介類注意の表示があります。

有効期限

最終有効期限年月。この表示は2017年10月まで有効であることを意味しています。

殺ダニ剤

△△△水和剤

ピリダベン水和剤

100g入

【成分】ピリダベン・・・・・・・・・・20.0%

2-tert-ブチル-9-(4-tert-ブチルベンジルチオ)-4-クロロピリダジン

3 (2H) -オン

結晶性粉末、懸濁液性剤等・・・・・・80.0%

【性状】懸濁液性剤 45μm以下

□□□株式会社

住所 ○○○○××××

安全使用上の注意

守らなければならない注意事項が記載されています。特に注意が必要なものは下記のマークが表示されています。

手袋着用

防除着用

かぶれ注意

カブレ

魚介類注意

特に**毒物・劇物**については

- ・火災時の措置
- ・漏出時の措置
- ・廃棄時の注意
- ・運送上の注意

の4項目について農薬ごとに注意事項などが記載されていますので、農薬購入時に確認しましょう

作物群での農薬登録について

農薬登録の問題点を克服するために

- ・ **国際的な規格との一致**

個々の作物ごとに残留基準を設定するのではなく、同じような性質を持つ作物を「グループ（作物群）」としてまとめ、代表的な作物の試験データでグループ全体の安全性を評価できるようになった。

- ・ **登録手続きの効率化**

似た特徴（収穫時期や部位、散布時の表面積など）を持つ作物をグループ化することで、新しい農薬を申請する際に個別の作物ごとに膨大な試験を行う手間が省け、新しい農薬が実用化しやすくなった。

- ・ **マイナー作物（栽培面積が小さい作物）への対応**

以前は登録農薬が少なく病害虫の防除に困っていたマイナーな作物でも、大括りの「作物群」に含まれることで、同じグループ用の農薬が使えるようになり、栽培管理が容易になった。

農林水産省から通知が発出され、新たな作物群での登録方法について示されました。

平成31年3月29日付け30消安第6281号(令和6年4月1日改正)

「農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について」
（30消安第6281号通知）の表1

https://www.acis.famic.go.jp/shinsei/6281_20240401.pdf



作物群での農薬登録について

①-1 「野菜類」（大作物群）に含まれる11中作物群

「いも類」「根菜類」「鱗茎類」「豆类（種実）」「豆类（未成熟）」「うり類」
「なす科果菜類」「あぶらな科野菜（花蕾及び茎）」「葉菜類」「茎野菜類」「食用花」

A 剤

A 剤は「にんじん」に登録があるが、
「だいこん」に登録がないので、
「だいこん」には使用できない。

にんじん

~~だいこん~~

B 剤

B 剤は「根菜類」に登録があるので
その作物群の全ての作物に使用できる。

にんじん

だいこん

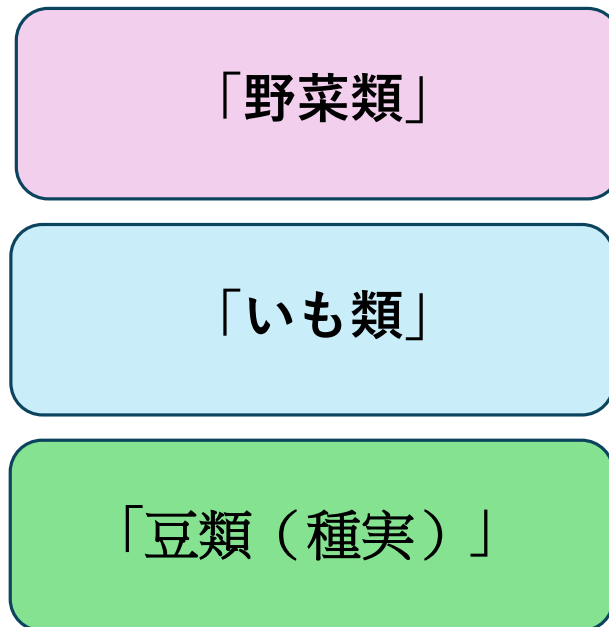
ごぼう

いずれも**根菜類**であるため

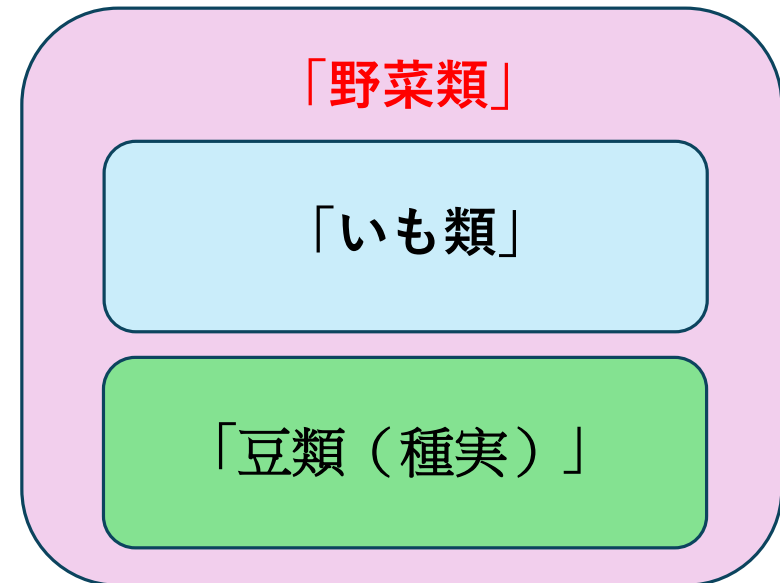
作物群での農薬登録について

①-2 「いも類」「豆類（種実）」を「野菜類」の中作物群に設定

「野菜類」「いも類」「豆類（種実）」は
別々に分類されていた。



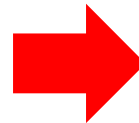
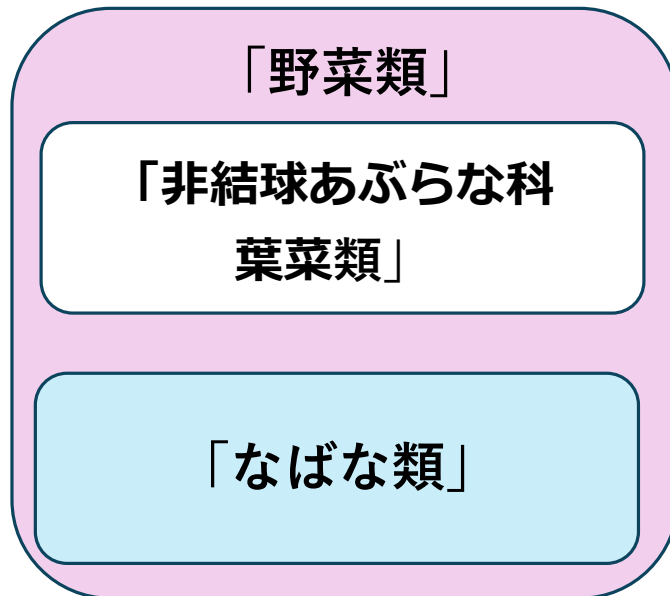
「いも類」「豆類（種実）」が
「野菜類」に含まれ、
「野菜類」で登録のある農薬が
「いも類」「豆類（種実）」にも使える。



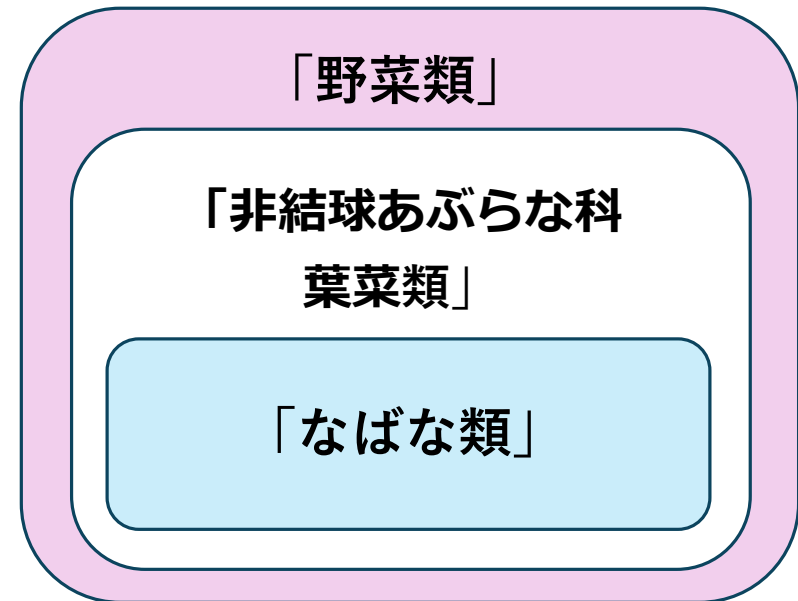
作物群での農薬登録について

② 「なばな類」を小作物群「非結球あぶらな科葉菜類」に含む

「非結球あぶらな科葉菜類」と「なばな類」は別々に分類されていた。



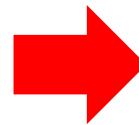
「なばな類」が「非結球あぶらな科葉菜類」に含まれ、「非結球あぶらな科葉菜類」で登録のある農薬が「なばな類」にも使える。



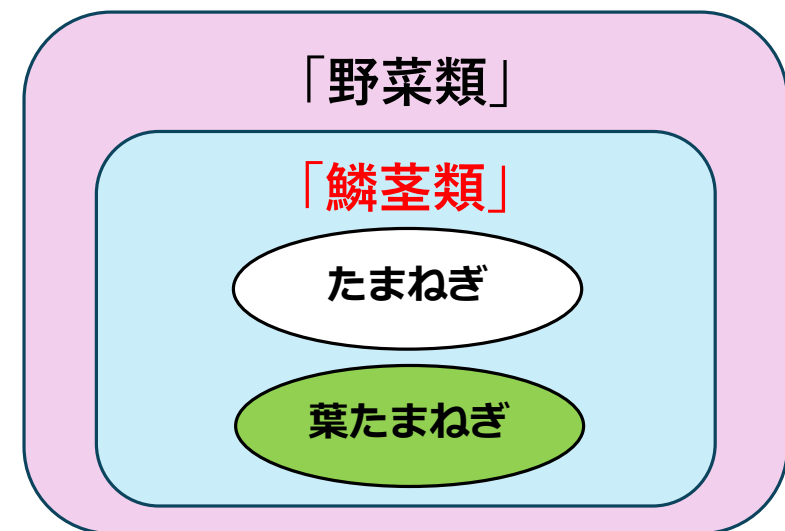
作物群での農薬登録について

③主たる作物の栽培途中に間引きで生じる生産物を 主たる作物と同じ作物群として統合

「たまねぎ」と「葉たまねぎ」は
別々に分類されてる。



中作物群「鱗茎類」では
「たまねぎ」と「葉たまねぎ」は
収穫時期が異なる**同作物**と区分する。



農薬登録情報の調べ方について



最新の農薬登録情報は農水省の
「農薬登録情報提供システム」
のホームページで確認できます。



<https://pesticide.maff.go.jp/>

大阪府が発信する防除情報の活用について

～大阪府農作物病害虫防除指針～

「この病害虫に登録のある農薬を知りたい」といった時は、
「大阪府農作物病害虫防除指針」を参考にしてください。

府内で栽培されている主な農作物の主要な病害虫に対する防除方法や
登録農薬を掲載しており、内容は毎年更新しています。
なお、登録内容は作成時のものです。

「Web版大阪府農作物防除指針」は、
ホームページに掲載していますので、必要な部分を印刷したり、
スマホなどで現地で確認することもできます。

https://www.pref.osaka.lg.jp/o120090/nosei/byogaicyu/boujo_shishin.html



大阪府が発信する防除情報の活用について

～病害虫発生・防除情報メールサービス～

大阪府農政推進課病害虫防除グループ 病害虫発生・防除情報メールサービス

令和8年6月30日
農推第1353-3号

病害虫発生・防除情報メールサービス

大阪府環境農林水産部農政室

目次	ページ
特に発生に注意(7月)① ねぎ:ネギアザミウマ(えそ条斑病) ハスモンヨトウ、オオタバコガ、コナジラミ類、いちじくアザミウマ類	1~4
病害虫の発生予想(7月)	5
水稲	6
野菜【なす、ねぎ、野菜類・花き類】	6~8
果樹【ぶどう、もも、みかん、栗類】	8~11
その他注意すべき病害虫【スクミリンゴガイ、ミカンナガタムシ、クビアカツヤカミキリ】	12~13

特に発生に注意(7月)①

ねぎ:ネギアザミウマ(えそ条斑病)



えそ条斑病の葉の病斑

ネギアザミウマ成虫

特徴

- ◆ネギアザミウマは、高温で少雨の時に多発しやすい。
- ◆ネギアザミウマは葉を吸汁し、加害部は白く色が抜ける。
- ◆えそ条斑病は、ネギアザミウマが媒介するIYSV(アイソサイエロースポットウイルス)によるウイルス病である。はじめ、葉身に紡錐型のえそ条斑を呈し、進行すると病斑が癒合拡大し、葉が萎凋・枯死することがある。

防除のポイント

- ◆ウイルス病に対する治療方法はないので、ウイルスを媒介するネギアザミウマの防除を徹底するとともに、発病株は取り除き、ほ場外へ持ち出し処分する。
- ◆IYSVは一部の雑草にも感染するので、ほ場内や周囲の雑草を徹底する。
- ◆ネギアザミウマの発生を認めたら、グレーシア乳剤(アザミウマ類)、ディアナSC(アザミウマ類)等を散布する。
- ◆薬剤抵抗性が生じやすいので、同一系統薬剤の連用を避け、ローテーション散布を行う。

6月～8月は農業危害防止運動月間です。農業は適正に使用し、事故・被害を防止しましょう！

次回の情報は7月下旬にお知らせします。

農薬を使用する際には、必ず農薬のラベルを確認してください。

※添付：(特約)大阪府立環境農林水産総合研究所
※添付：大阪府農業振興事務所(大阪府植物防疫所)

病害虫防除グループホームページ「防除情報」を参照してください。
(https://www.pref.osaka.lg.jp/o120090/nosei/byogaicyu/mail_service_mousikomi.html)
農薬を使用する際は、登録内容を確認してください。

病害虫防除グループでは、
府内の病害虫の発生状況と防除方法を
「**病害虫発生・防除情報メールサービス**」
で毎月配信しています。

メールサービスの登録はコチラ

https://www.pref.osaka.lg.jp/o120090/nosei/byogaicyu/mail_service_mousikomi.html



農薬を正しく使うために

ご清聴ありがとうございました。

農薬使用前、ラベルよく見て

誤飲を防ぐため、施錠された場所に保管する等保管管理の徹底

確認しよう！農薬ラベルによる使用基準の徹底確認

使用前に必ずラベルで作物名・使用方法・防護装備の指定をしましょう！

土壌くん蒸剤を使用した後の適切な管理の徹底

看板の設置等周囲に配慮

土壌くん蒸剤立ち入り禁止

住宅地等で農薬を使用する際の周辺への配慮及び飛散防止対策の徹底

近隣住民への事前告知

正しく扱うことが一番お得です！

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/

農薬の適正使用 農林水産省 検索

令和8年度農薬危害防止運動 農林水産省・厚生労働省・環境省・都道府県共催

大阪府 環境農林水産部
農政室 推進課
病害虫防除グループ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120090/nosei/byogaicyu/index.html>



アンケートの回答方法について

ご希望される方には受講証明書を発行をいたしますので、
アンケートで発行の希望についてご回答ください。
(電子発行のみで、申請時のメールアドレスに送付いたします)

○オンラインでアンケートに回答する場合

令和8年度農薬安全使用講習会 アンケート

令和8年度農薬安全講習会のアンケートの実施について

○緑の安全推進協会の田島講師について

○講義全体について

○受講証明書の発行の有無

(ただし、電子データでPDFのみで、メールで送付)

受付開始日

2026年8月21日 16時00分

受付終了日

2026年10月1日 8時00分

お問い合わせ先

環境農林水産部 農政室推進課

メールによるお問い合わせ：✉

電話番号：0729570520



次へ進む

>

- ・メールで案内したアンケート（オンライン用）URLを押下していただき、右のページを開けます。
- ・画面下の「**次へ進む**」を押下して、次のページに移ります。

令和8年度農薬安全使用講習会 アンケート

氏名（姓+名前） 必須

該当する区分を選んでください。

選択解除

- ☐ 農薬使用者（農家）
- ☐ 農薬使用者（防除業者）
- ☐ 販売業関係者
- ☐ 指導者（行政、緑の安全管理士、指導員等）
- ☐ その他

「農薬の安全使用について」の内容についての満足度は次のうちどれですか。 必須

選択解除

- ☐ 満足
- ☐ 普通
- ☐ 不満

← 左のページで各項目のアンケートにご回答いただきます。

※必須項目に回答しないと次のページに進めないためご注意ください。

- ・アンケートの回答が終われば、画面下の「**次へ進む**」を押下してください



令和8年度農業安全使用講習会 アンケート

氏名（姓＋名前）
大阪 太郎 修正する

該当する区分を選んでください。
(未入力) 修正する

「農業の安全使用について」の内容についての満足度は次のうちどれですか。
普通 修正する

「農業の安全使用について」の講演内容に関するご意見
(未入力) 修正する

(公社) 緑の安全推進協会の講師についての満足度は次のうちどれですか
普通 修正する

(公社) 緑の安全推進協会：講師に関するご意見
(未入力) 修正する

今後、(公社) 緑の安全推進協会の講師派遣でご依頼になりたいテーマをご自由にお書きください。
(未入力) 修正する

講義全体を通して、ご意見ございましたらご自由にお書きください。
(未入力) 修正する

受講証明書が必要な方はご回答ください
(未入力) 修正する

 申請する >

< 戻る

←左のページで内容に問題なければ、画面下の「**申請する**」を押下してください。

- ・以上で回答完了です。
ご回答ありがとうございました。

※内容を変更する場合は、画面下「**戻る**」を押下して、入力ページに戻り修正してください。

○紙でご回答いただく方

令和8年度 農業安全使用講習会アンケート（令和8年 8 月 21 日開催）
YouTube 配信をご覧いただいた方も対象

講習会の受講ありがとうございました。
お手数ですが、右の二次元コードよりアンケートにご回答ください。
オンラインでの回答が困難な場合は、以下の用紙に回答いただき、
FAXにて送付してください。FAX:06-6614-0913

QRコード
オンライン用

氏名: _____

受講証明書の発行をご希望される方は右のカッコに✓を入れてください ☐
お名前の記載がない場合は、発行できません。
また、発行は電子データのみで申請時のメールアドレスに送付いたします。

1. 講義「農業の安全使用について」についてお答えください。

ア、今回の講演の内容についての満足度は次のうちどれですか。
①満足
②普通
③不満
内容に関するご意見

イ、今回の講演の講師についての満足度は次のうちどれですか。
①満足
②普通
③不満
講師に関するご意見

ウ、今後、講師派遣でご依頼になりたいテーマをご自由にお書きください。

2. その他、講習会全体について、ご意見ございましたらご記入ください。

お忙しい中ご記入いただきありがとうございました。

←左の様式をメールの紙アンケート用URLよりダウンロードしていただき、印刷してください。

印刷した用紙に沿って、アンケートにご回答いただき、FAXにて送付をお願いいたします。

下記の番号に送付お願いします。
FAX：06-6614-0913

令和8年度 大阪府農薬管理指導士 養成研修・更新研修について

■大阪府農薬管理指導士認定制度とは

大阪府では、農薬取締法の遵守や農薬の特性を踏まえた適正な使用等についての確な指導・助言を行い、農薬の安全・適正使用を推進していただく農薬取扱者の方々（農薬販売者、防除業者、農業指導者等）を大阪府農薬管理指導士として認定しています。

■大阪府農薬管理指導士になるには

新たに農薬管理指導士の認定を希望される方には、『養成研修』を受講していただき、成果を確認するための試験を行い、その合格者を認定しています。

認定期間は3年で、それ以降は『更新研修』を受講すれば継続して認定を受けることができます。

■令和8年度の養成研修、更新研修の予定

令和8年冬頃開催予定です。詳細については、府HPに掲載予定です。

また令和8年度更新対象者の方には別途ご案内する予定です。



掲載予定の府HP